

鳥取県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
亀谷北条線	変更前	東伯郡北栄町大字下神字円崎1294地先から同町大字北尾字堤前34地先まで	6.5~27.0	1,293.0
	変更後	東伯郡北栄町大字下神字円崎1294地先から同字384-1地先まで	9.5~30.0	54.0